小中学校における特別な配慮を必要とする児童生徒への個別の教育支援計画の作成状況と「合理的配慮」に関する教員の意識

―― 和歌山県紀の川市における「つなぎ愛シート(個別の教育支援計画)」作成に関するアンケート調査より ――

the Current State on Use of Individualized Education Support Plans and School Teachers' Awareness of "Reasonable Accommodation" for Children with special needs:

the Questionnaire Survey in Kinokawa City-Wakayama

藤　井　多江子　　古　井　克　憲
Taeko FUJII　　Katsunori FURUI
(紀の川市立池田小学校)　(和歌山大学教育学部)

2017年７月14日受理

抄録

本研究では、個別の教育支援計画の作成状況及び、特別な配慮を必要とする児童生徒への「合理的配慮」に対する教員の意識について、和歌山県紀の川市で実施されたアンケート調査の結果を提示する。調査回答者60名のうち、個別の教育支援計画(和歌山県での通称「つなぎ愛シート」)を児童生徒の指導･支援に活用していると肯定的評価をした回答者は44人(73.3%)であった。児童生徒の保護者と懇談する際に計画を活用していると肯定的評価をした回答者は41人(68.3%)であった。さらに、障害者差別解消法の「合理的配慮」について「知っている」「どちらかというと知っている」とした回答者は46人(76.7%)であった。以上及び回答者による自由記述の内容を整理し総合的に考察したとき、小中学校において「合理的配慮」の記載項目がある個別の教育支援計画の作成は、教員にとって児童生徒の指導・支援、及び保護者との共通理解につながるという点において有効であり、さらなる発展の可能性が見出された。一方、教員に対する計画作成のサポートがその可能性を左右することも示唆された。

キーワード：特別な配慮を必要とする児童、個別の教育支援計画、合理的配慮

１．はじめに

2016年４月の障害者差別解消法施行により、公立小中学校では障害のある児童生徒やその保護者のニーズに応じた合理的配慮を行うことが義務化された。合理的配慮については本法律第７条の２に「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」と定められている。このような合理的配慮の考えや実践を学校教育の現場に導入し、浸透させていくための方法の一つとして、個別の教育支援計画に合理的配慮の事項を設け、実施していく取り組みが重要であると考えられている(古井2016)。個別の教育支援計画とは、家庭や医療、福祉等の関係機関と連携し、障害のある児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を実施するための計画のことをいう。平成29年３月公示の小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領では、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童生徒に対して個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用することが明記された。

個別の教育支援計画において合理的配慮の項目がある意義として次の３点が挙げられる(古井 2016)。第１に、障害のある児童生徒と保護者、学校教員双方が合理的配慮とその必要性について認識することにつながる。第２に、計画作成過程での両者の相談・交渉によって、各々のニーズの調整が行われ、合理的配慮の実

現につながる可能性が見いだせる。第３に、個別の教育支援計画は、就学前施設(保育園・幼稚園・児童発達支援センター等)・小学校・中学校・高校の各移行期、そして学齢期終了後の支援機関への引き継ぎを意図して作成されるため、ニーズの変化と新たなニーズの発生に応じた合理的配慮が継続して実施されることが期待できる。「平成28年度特別支援教育体制整備状況調査」(文部科学省 2017)によると、個別の教育支援計画が策定されている学校数及び児童生徒数は年々増加しており、幼保連携型認定こども園・幼稚園・小学校・中学校･高等学校の66.0％が個別の教育支援計画に「合理的配慮の提供に関する記載状況」を明記しているとある。障害者差別解消法の施行により「合理的配慮」の提供が学校教育において求められている中で、個別の教育支援計画の作成状況や計画作成に関わる教員の意識、とりわけ教員の「合理的配慮」に対する意識を調べることは重要課題であると考えられる。以上より、本研究では、個別の教育支援計画に合理的配慮の項目を位置づけた計画の作成状況及び「合理的配慮」に関する教員の意識に関して、和歌山県紀の川市で実施されたアンケート調査の結果を提示する。

2．研究方法

本研究では、和歌山県教育委員会による「つなぎ愛シート(個別の教育支援計画)」の紀の川市における作成状況と、そこでの「合理的配慮」に関する教員の意識についてアンケート調査を実施した。

(1)「つなぎ愛シート」について

「つなぎ愛シート」は、文部科学省の平成26・27年度「早期からの教育相談・支援体制構築事業」の委託を受け、紀の川市教育委員会とともに和歌山県教育委員会によって開発された個別の教育支援計画である(和歌山県教育委員会 2015)。このシートの目的は「障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた就学先を決定する仕組みや、必要とされる支援内容等を円滑に引き継いでいく取組の充実」である。障害のある子ども及び保護者と学校とが連携し、協働で計画を作成することが重視されている。「つなぎ愛シート」の構成を表１．に示す。「合理的配慮の提供」という項目が設定されている。現在、「つなぎ愛シート」を開発するためのモデル事業の対象となった紀の川市では、公立学校において、特別支援学級に在籍する児童のみならず、通級による指導の対象児童、通常の学級で特別な配慮を要する児童にもこのシートが作成されている。2017年３月１日時点で紀の川市内小中学校児童生徒数は4,691名でありそのうち特別な配慮を必要とする児童生徒188名(3.8％)に「つなぎ愛シート」が作成されている。

表１．「つなぎ愛シート(個別の教育支援計画)」の構成

○基本属性
　子ども本人の氏名・保護者氏名・住所
　本人の診断名、障害者手帳の所持
　居住地内学校名（小学校・中学校）
１．学校生活への期待や成長への願い
　本人から・保護者から・教員から
２．現在のお子さんの様子
　（得意なこと・頑張っていること、不安なことなど）
３．支援機関による支援
　相談支援事業者、医療・福祉・教育・労働・その他
４．支援の目標
　学校での指導・支援、家庭の支援
５．合理的配慮の提供
　合理的配慮の観点①教育内容・方法、②支援体制、
　③施設整備
６．支援会議　等／心理・発達検査の記録（別様）
７．成長の様子
８．来年度への引き継ぎ

和歌山県教育委員会(2015)より抜粋.

(2)アンケート調査の概要

１）調査対象

アンケート調査の対象は、紀の川市内の22校(小学校16校･中学校６校)の小中学校教員であり、これまでに「つなぎ愛シート」の作成経験がある(調査実施時に作成中も含む)、及び「つなぎ愛シート」を活用した経験のある教員を対象とした。具体的には、学校長に調査を依頼し、学校長から「つなぎ愛シート」作成経験のある特別支援学級及び通級による指導の担当教員を中心に、さらに「つなぎ愛シート」の活用経験のある通常の学級担任に調査用紙を配付、回収してもらった。その結果、小学校教員47名、中学校教員13名の合計60名(小学校15校・中学校６校、男性教員23名・女性教員37名)より回答があった[1)]。

２）調査期間

2017年１月下旬から２月初旬にかけて行った。

３）調査項目

回答者の基本属性、「つなぎ愛シート(個別の教育支援計画)」の作成及び活用状況、「合理的配慮」の理解度、「つなぎ愛シート」の活用(児童生徒の指導、保護者との懇談等)に関する項目を設定し、４件法で回答を求めた。さらに、自由記述を求めた。

3．研究結果

(1)回答者の基本属性及び「つなぎ愛シート」の作成状況

１）回答者の年齢(表２.)

「つなぎ愛シート」を作成及び活用した経験のある教員の年代について、50歳代が一番多く29人(48.3％)

であり、つづいて20歳代が19人(31.7%)であった。

表２．対象者の年齢

	人	%
20歳代	19	31.7
30歳代	7	11.7
40歳代	5	8.3
50歳代	29	48.3
合計	60	100.0

２）回答者の担当学級及び担当学級の種類（表３.・表４.）

回答者の担当学級は、特別支援学級が45人(75.0%)であり、特別支援学級の障害の種類は「知的障害」22人(36.7%)、「自閉症･情緒障害」が21人(35.0%)であった。

表３．回答者の担当学級

	人	%
通常の学級	12	20.0
特別支援学級	45	75.0
通級指導教室	3	5.0
合計	60	100.0

表４．回答者の担当学級の種類

	人	%
知的障害	22	36.7
自閉症・情緒障害	21	35.0
弱視	1	1.7
肢体不自由	1	1.7
言語障害通級指導教室	1	1.7
ＬＤ等通級指導教室	2	3.3
通常の学級	12	20.0
合計	60	100.0

３）「つなぎ愛シート」の記入経験(表５.)

実際に「つなぎ愛シート」を記入した経験のある回答者は49人(81.7%)であった。

表５.「つなぎ愛シート」の記入経験

	人	%
ある	49	81.7
ない	10	16.7
無回答	1	1.7
	60	100.0

４）回答者の担当学級において「つなぎ愛シート」が作成されている児童生徒の有無(表６.)

アンケート実施時に、回答者の担当学級において「つなぎ愛シート」が作成されている児童生徒が「いる」と回答した者は55人(91.7%)であった。

表６.「つなぎ愛シート」が作成されている児童生徒の有無

	人	%
いる	55	91.7
いない	5	8.3
合計	60	100.0

⑵「つなぎ愛シート」を児童生徒の指導・支援に活用しているか(表７.)

「つなぎ愛シート」を児童生徒の指導・支援に活用している、どちらかというとしていると肯定的評価をした回答者は合わせて44人(73.3%)であった。

表７.「つなぎ愛シート」を児童生徒の指導・支援に活用しているか

	人	%
している	23	38.3
どちらかというとしている	21	35.0
どちらかというとしていない	7	11.7
していない	1	1.7
無回答	8	13.3
合計	60	100.0

⑶児童生徒の保護者と懇談する際に「つなぎ愛シート」を活用しているか(表８.)

児童生徒の保護者と懇談する際に「つなぎ愛シート」を活用している・どちかというとしていると肯定的評価をした回答者は41人(68.3%)であった。

表８．児童生徒の保護者と懇談する際に「つなぎ愛シート」を活用しているか

	人	%
している	18	30.0
どちらかというとしている	23	38.3
どちらかというとしていない	9	15.0
していない	3	5.0
無回答	7	11.7
合計	60	100.0

保護者との懇談に「つなぎ愛シート」を活用していると肯定的評価をした回答者の自由記述には「話のきっかけや、話し合いの要点整理ツール」「保護者の願いの把握」「家庭訪問、懇談会での活用」「指導内容の説明、理解」「日々の指導への活用(目標・支援の手立ての共有、改善)」「保幼小中連携の引継ぎのツール」「(配

慮が)必要かを考える材料の一つとして活用」があった。

また、児童生徒の保護者と懇談する際に「つなぎ愛シート」を活用していないとした回答者の自由記述には、「懇談する際には、普段の様子を主に話す」「他の資料を参考にする」「保護者がつなぎ愛シートの在り方や内容理解が難しい」があった。

⑷障害者差別解消法の「合理的配慮」の理解度（表９.）

障害者差別解消法の「合理的配慮」について「知っている」「どちらかというと知っている」とした回答者を合わせると46人（76.7％）であった。

表９．障害者差別解消法の「合理的配慮」の理解度

	人	％
知っている	19	31.7
どちらかというと知っている	27	45.0
どちらかというと知らない	12	20.0
知らない	2	3.3
合計	60	100.0

⑸「つなぎ愛シート」作成に関する自由記述の整理

自由記述については、内容毎にカテゴリーに分類して整理した。

１）「つなぎ愛シート」にある「合理的配慮」を考えるにあたって工夫していること（表10.）

回答者が児童生徒の合理的配慮を考えるにあたり工夫していることを、カテゴリーに分類すると【保護者との相談】【子どもの実態把握】【児童生徒に身につけてほしいこと】【児童生徒が自分の気持ちを伝える方法】【授業内容の工夫】【構造化･視覚支援】【交流学級との連携】があった。

表10.「合理的配慮」を考えるにあたって工夫していること

カテゴリー	自由記述の例
保護者との相談	「学校生活を送る上で、特に『個別の配慮』について保護者と相談して決める」
子どもの実態把握	「子どもの実態を把握し、その子の課題に応じた支援、指導を行っていくこと」
児童生徒に身につけてほしいこと	「教科・領域を合わせた生活単元学習と領域別の指導（自立活動）を行ない、生きる力を身につけるように」
児童生徒が自分の気持ちを伝える方法	「『感情を上手く伝えられない』『今の自分の気持ち』『どうしてほしいか』を伝える手段」
授業内容の工夫	「できるだけ実生活につながる技術や態度が身に付くような授業内容の工夫」
構造化・視覚支援	「個々にふさわしい、学習環境、教材の工夫」
交流学級との連携	「交流学級との連携」

２）「つなぎ愛シート」にある合理的配慮を記入する際に難しいこと（表11.）

表11.「つなぎ愛シート」にある合理的配慮を記入する際に難しいこと

カテゴリー	自由記述の例
子どもの実態に合っているか	「子どもの特性を正しく捉えること」 「子どもの特性の理解と最適な支援方法の選択」
作成者が詳しく理解できていない	「合理的配慮について詳しく理解できていない」 「具体的にどのようなことを記入すればよいのか分からない」
家庭、保護者の対応	「保護者の子ども理解」 「家庭の協力が得られない」 「記述の表現が難しい」
施設設備	「対応したいが施設が整っていないため、他の手段を考える必要があるとき」
その他	「何が一番大切なのか」「個別の指導計画との違い」

回答者が「つなぎ愛シート」にある合理的配慮を記入する際に難しいと考えていることを、カテゴリーに分類すると【子どもの実態に合っているか】【作成者が詳しく理解できていない】【家庭、保護者の対応】【施設設備】【その他】が挙げられた。

３）「つなぎ愛シート」の「良い」と思われること（表12.）

「つなぎ愛シート」の良い点として、回答者は自由記述を整理すると【保護者との共通理解】【児童生徒の実態・課題・目標の明確化】【関係機関や検査結果などの情報が得られること】【指導・支援の継続性】【保幼小中のスムーズな接続・連携】の５点に分類することができた。

表12.「つなぎ愛シート」作成の良い点

カテゴリー	自由記述の例
保護者との共通理解	「子どものことについて、保護者と共に考え、同じ方向で支援ができる」「保護者、学校の両者が共通理解を図ることができ、これに基づいて支援計画、指導計画が立てられる」
児童生徒の実態・課題・目標の明確化	「『つなぎ愛シート』を見直すことで子どもの特徴を再確認、整理ができる」「前年度の子どもへの合理的配慮や支援の様子が詳しく分かる」
関係機関や検査結果などの情報が得られること	「関係機関や検査結果などの情報が得られる」
指導・支援の継続性	「計画的に且つ具体的にその子に支援が出来るので手厚い」「児童の発達や発達相談の経過について詳しく引き継げる」「今まで、どのような支援を行なってきたのか明確になる」
保幼小中のスムーズな接続・連携	「保幼小中と、このシートを見ると今までの様子や取り組み、親の願いが分かる」 「入学前の子どもの様子が分かりやすい」 「複数の教員の視点から子どもが見られるので色々な事に気づける」 「将来にわたって、その子にとって適切な支援が続けられる」

3）「つなぎ愛シート」の作成･活用について「難しい」と思われること（表13.）

「つなぎ愛シート」の作成・活用について難しい点について、回答者の自由記述を整理すると【「合理的配慮」についての理解と記入の難しさ】【保護者の要望と児童の実態の偏り】【機会設定の難しさ】【児童生徒を取り巻く環境整備の難しさ】【文章表現の難しさ】の５点に分類することができた。

表13.「つなぎ愛シート」の作成・活用について難しい点

カテゴリー	自由記述の例
「合理的配慮」についての理解と記入の難しさ	「『合理的配慮』について、もっと研修を深めたい」「まだ経験が少なく、どのようなことを記入すればいいのかわからない」
保護者の要望と児童の実態の偏り	「家庭の支援の欄について、家庭との話し合いをもち記入しているが、学校側から提供しないとなかなか支援内容が決まらない。また協力も得にくい家庭もある」「保護者の理解と児童の実態に隔たりがあった場合」
機会設定の難しさ	「日々多忙の中、作成自体に時間がかかり、また、保護者に来校してもらうための時間調整に時間がかかり、さらに多忙になる」「現在６年生の保護者と連絡をとろうとしても、日程を合わすのが難しい」
児童生徒を取り巻く環境整備の難しさ	「保護者の考え、教師の考え、医療機関の考え方にズレがある時」
文章表現の難しさ	「子どもの発達していく様子を的確に表現すのが難しい」 「保護者も見るため、書く内容の言葉選びに注意しなければならない」

４．まとめと考察

⑴小中学校における「個別の教育支援計画」活用の可能性

「つなぎ愛シート（個別の教育支援計画）」の児童生徒に対する指導・支援への活用について、表７．より肯定的評価（「ある」と「どちらかいうとしている」を合わせたもの）をしていた教員は､73.3％（44人）であった。さらに、表８．より、保護者との懇談の際における「つなぎ愛シート」への活用について、肯定的評価をしていた教員は68.3％（41人）であった。表12. の自由記述においても､「つなぎ愛シート」作成の良い点として【保護者との共通理解】【児童生徒の実態・課題・目標の明確化】が挙げられていた。

以上より、本調査の結果を総合的にみたところ、小中学校において特別な配慮を必要とする児童生徒に対する「個別の教育支援計画」は、彼らに対する適切な指導・支援、保護者との共通理解につながる有効なツールとして、さらなる活用の可能性があることが示唆された。

⑵「個別の教育支援計画の作成」「合理的配慮の提供」に関する教員への教育・サポートの必要性

表２．において「つなぎ愛シート」を作成・活用した経験のある教員の年代について20歳代が31.7％であったことより、教員経験の浅い若手の教員が､「個別の教育支援計画」を作成し、「合理的配慮の提供」についても記入していると考えられる。このことより若手教員への「個別の教育支援計画」「合理的配慮」に関する教育やサポートが必要であることが示唆される。教員採用前の大学における教員養成段階でそれらの内容を踏まえておくことが重要であるとも考えられよう。さらに、若手教員のみならず、表９．を見ると、合理的配慮の理解度について消極的評価（「どちらかというと知らない」「知らない」を合わせたもの）が23.3％（14人）あり、表13. の自由記述においても【「合理的配慮」についての理解と記入への難しさ】を教員は感じていた。さらに「つなぎ愛シート」作成の難しい点として表13. に【文章表現の難しさ】【機会設定の難しさ】が挙げられていることから、個別の教育支援計画を作成する教員へのサポートが必要とされている。以上より、若手教員の特別支援教育の専門性の向上とともに、計画作成と合理的配慮の提供に際する教員への教育・サポートが、先述した個別の教育支援計画の活用可能性に影響を及ぼすと考えられる。

おわりに

本研究により、小中学校で特別な配慮を必要とする児童生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成は、教員にとって、児童・生徒の指導・支援、及び保護者との共通理解につながるという点において有効であり、さらなる発展の可能性が見出された。一方、教員に対する計画作成のサポートがその可能性を左右することも示唆された。個別の教育支援計画作成・実施時の教員に対するサポートについて、具体的な実践事例は筆者の知る限りまだみられないものの、地域の小中学校の特別支援学級や通級の指導担当教員の研修やピア・スーパービジョン、特別支援学校のセンター的機能の利用が挙げられるのではないだろうか。今後は、教員へのサポートの在り方について考察するとともに、小学校・中学校の校種別及び児童生徒の障害の種類による作成・活用状況の共通点や相違点についても検討していきたい。

注

１）調査実施時、和歌山県紀の川市の小中学校における特別支援学級担当教員の総人数は、小学校34人、中学校12人の合計46人、通級による指導の担当教員は３人であった。したがって、表４．の回答者の担当学級をみたとき、特別支援学級及び通級による指導の担当教員の48人（98.0％）が本アンケート調査に回答していただいたことがわかる。
現状では個別の教育支援計画を作成するのは、特別支援学

級や通級による指導の担当教員であるため、調査結果については、厳密に言うと、通常の学級の担任の回答を省いて提示する必要があるとも考えられる。しかし、本研究では、通級による指導で学ぶ児童生徒は通常の学級に在籍している点、特別支援学級の在籍児童生徒は共同及び交流学習で通常の学級でも学んでいる点、障害の種類や学級の種類を超え児童生徒のニーズに対応した個別の教育支援計画の作成や合理的配慮を提供していく必要がある点を考え、今回の調査に協力していただいた通常の学級の担任の回答も含めて提示する。

文献

古井克憲(2016)「特別支援教育や障害者福祉における知的障害及び発達障害のある人のニーズに基づいた合理的配慮」『和歌山大学教職大学院紀要：学校教育実践研究』1,55-62.

文部科学省(2017)「平成28年度特別支援教育体制整備状況調査結果について」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/__icsFiles/afieldfile/2017/04/07/1383567_02.pdf)

和歌山県教育委員会(2015)『つなぎ愛シート――早期からの一貫した支援を求めて』平成27年度早期からの教育相談・支援体制構築事業.

謝辞

本アンケートにご協力いただきました紀の川市教育委員会の皆様、ご回答いただいた教員の皆様に深謝いたします。

本研究は、第70回和歌山大学特別支援教育コーディネーターフォーラム(2016年12月21日)での藤井による「『つなぎ愛シート』作成のより一層の定着をはかるために――『つなぎ愛シート』に関するアンケート調査を通して」の発表資料をもとに、古井が再構成・加筆したものである。